

○富山県定公園規則

昭和41年4月30日

富山県規則第27号

改正 昭和48年5月21日規則第30号

平成12年3月31日規則第37号

平成17年3月24日規則第8号

富山県定公園規則を次のように定め、公布する。

富山県定公園規則

(目的)

第1条 この規則は、県内にある身近で優れた風景地を保全するとともに、その利用の増進を図ることを目的とする。

(平17規則8・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県定公園 県内にある身近で優れた風景地であつて、知事が次条第1項の規定により指定するものをいう。
- (2) 公園計画 県定公園の保全又は利用に関する計画をいう。
- (3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県定公園の保全又は利用のための施設で知事が別に定めるものに関するものをいう。

(平17規則8・一部改正)

(指定等)

第3条 知事は、次に掲げる要件を満たす区域のうち、身近で優れた風景地の保全と利用の増進を図る上で重要な区域を、その区域を管轄する市町村（以下「関係市町村」という。）の長の申出により、県定公園として指定することができる。

- (1) 奥山の区域と都市の区域との間に位置する里地又は里山の区域として、知事が別に定める区域内にあること。
- (2) 優れた風景地であつて、県民に親しみやすく身近に触れ合うことのできる自然、地域の歴史又は文化を感じることできる物等（以下「身近な自然等」という。）が存在するまとまりのある区域であること。

2 知事は、県定公園を指定するに当たっては、富山県環境審議会（以下「審議会」という。）

の意見を聴かなければならない。

3 知事は、県定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を富山県報で公示しなければならない。

4 県定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

(平17規則8・全改)

(指定の解除及び区域の変更)

第4条 知事は、県定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係市町村の長の申出によらなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、県定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(平17規則8・全改)

(公園計画の決定)

第5条 公園計画は、知事が、関係市町村の長の申出により、決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

(平17規則8・全改)

(公園計画の廃止及び変更)

第6条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係市町村の長の申出によらなければならない。

2 前条第2項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(平17規則8・全改)

(公園事業の執行)

第7条 公園事業は、関係市町村が執行する。

2 県は、特に必要があると認めるときは、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び関係市町村以外の者は、知事の承認を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

(平17規則8・全改)

(公園事業の執行に要する費用)

第8条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(平17規則8・追加)

(補助)

第9条 知事は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、公園事業を執行する者に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(平17規則8・追加)

(保全のための配慮)

第10条 知事及び関係市町村の長（以下「知事等」という。）は、県定公園内において法令等に基づく許可、認可、届出等を要する行為が行われる場合は、当該行為をしようとする者に対し、当該行為が身近な自然等に配慮されたものとなるよう助言するものとする。

(平17規則8・追加)

(利用者に対する指導)

第11条 知事等は、県定公園の利用者に対し、県定公園内において、みだりに次に掲げる行為をしないよう指導するものとする。

- (1) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置する等の県定公園の美観を損する行為
- (2) 著しく騒音を発し、休憩所等をほしいままに占拠する等の県定公園の利用者に著しく迷惑をかける行為

(平12規則37・一部改正、平17規則8・旧第8条繰下・一部改正)

(細則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(平17規則8・追加)

附 則

この規則は、昭和41年5月2日から施行する。

附 則（昭和48年規則第30号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第37号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりした許可、認可その他の行為は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりした許可、認可その他の行為とみなす。

附 則（平成17年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の富山県定公園規則（次項において「改正前の規則」という。）第3条第1項の規定によりした指定又は同項の規定によりされた指定の申出は、この規則による改正後の富山県定公園規則（次項において「改正後の規則」という。）第3条第1項の規定によりした指定又は同項の規定によりされた指定の申出とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第5条の規定により承認を受けた公園計画は、改正後の規則第5条第1項の規定により決定された公園計画とみなす。